TKCからのお知らせ

令和7年分年末調整等に対応したPX2・あんしん給与[2025年11月版]を令和7年 11月10日(月)に提供します。

I 法令改正等の内容

分類	法令改正
	基礎控除額の引き上げ
	給与所得控除の最低保障額の引き上げ
	各控除の所得要件の改正
令和7年分年末調整にかかる 法令改正等	特定親族特別控除の新設
(A) 以正等	給与所得の源泉徴収票・給与支払報告書の様式改定
	令和7年分一人別源泉徴収簿の記載内容の改定
	住宅借入金等特別控除の改正
令和8年分以後の給与・賞与	源泉控除対象親族の新設
にかかる法令改正等	
社会保険にかかる改定	19歳以上23歳未満の被扶養者の年間収入要件の改定

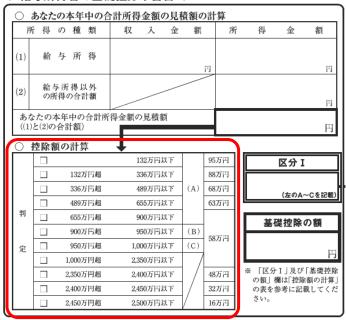
1. 基礎控除額の引き上げ

(1) 基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である場合の控除額が、その個人の合計所得金額に 応じて引き上げられました。その結果、基礎控除は次の8段階(令和9年分以後は5段階)の金額の控除と なります。 (所法86、措法41の16の2)

合計所得金額		基礎控除額	
	改正前	改正	後
	令和6年以前	令和7·8年	令和9年以後
132万円以下	48万円	95万	門
132万円超 336万円以下		88万円	58万円
336万円超 489万円以下		68万円	
489万円超 655万円以下		63万円	
655万円超 2,350万円以下		58万円	
2,350万円超 2,400万円以下		48万	門
2,400万円超 2,450万円以下		32万円	
2,450万円超 2,500万円以下		16万円	
2,500万円超		控除なし	

(2) 当改正に伴い、基礎控除申告書の様式が改定されました。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆



2. 給与所得控除の最低保障額の引き上げ

(1) 給与所得控除の最低保障額が、55万円から65万円に引き上げられました。(所法28)

7 1111 7 77 11 4 4	V-1	- /:::: •:• - / - : -	0 (//1 /	
給与等の収入金額		給与所得控除の額		
		改正前	改正後	
	162万5,000円以下	55万円	65万円	
162万5,000円超	180万円以下	収入金額×40%- 10万円		
180万円超	190万円以下	収入金額×30%+ 8万円		
190万円超	360万円以下	収入金額×30%+ 8万円		
360万円超	660万円以下	収入金額×20%+ 44万円		
660万円超	850万円以下	収入金額×10%+110万円		
850万円超		195万円		

(2) 当改正に伴い、年末調整のための給与所得控除後の給与等の金額の表が改定されました。

3. 各控除の所得要件の改正

(1) 下表のとおり、所得要件がそれぞれ10万円引き上げられました。 (所法2三十二、三十三、三十四)

控除	改正される要件	所得	要件	(参考)糸	合与収入
		改正前	改正後	改正前	改正後
配偶者控除	同一生計配偶者の合計所得金額	48万円	58万円	103万円	123万円
扶養控除	扶養親族の合計所得金額	48万円	58万円	103万円	123万円
ひとり親控除	生計一の子の総所得金額	48万円	58万円	103万円	123万円
勤労学生控除	学生(本人)の合計所得金額	75万円	85万円	130万円	150万円

※給与所得控除の最低保障額の引き上げ(10万円)と所得要件の引き上げ(10万円)で、収入としては 20万円の引き上げとなります。 (2) 当改正に伴い、配偶者控除等申告書の様式が改定されました。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆



【ご注意】

令和7年の年始に提出した扶養控除等申告書には、引き上げ前の所得要件を満たす家族のみが記載されています。所得要件の引き上げに伴い、年末調整時に所得48万円超58万円以下の家族を追加で申告できます。

しかし、令和7年分扶養控除等申告書の様式は改定されていません。

そのため、各控除の所得要件が引き上がったことを会社から従業員に通知し、その申告が漏れないようにする必要があります。

4. 特定親族特別控除の新設

(1) 特定親族(19歳以上23歳未満で、合計所得金額が58万円超123万円以下の親族)を有する場合、下表のとおり、特定親族の合計所得金額に応じて特定親族特別控除を受けられることとなりました。 (所法84の2)

	朝佐然の入計記得 A 病	(参考)	控队	余額
	親族等の合計所得金額	親族等の給与収入	改正前	改正後
扶養控除	48万円以下	103万円以下	63万円	63万円
(特定扶養親族)	48万円超 58万円以下	103万円超 123万円以下	0円	
特定親族特別控除	58万円超 85万円以下	123万円超 150万円以下		63万円
	85万円超 90万円以下	150万円超 155万円以下		61万円
	90万円超 95万円以下	155万円超 160万円以下		51万円
	95万円超 100万円以下	160万円超 165万円以下		41万円
	100万円超 105万円以下	165万円超 170万円以下		31万円
	105万円超 110万円以下	170万円超 175万円以下		21万円
	110万円超 115万円以下	175万円超 180万円以下		11万円
	115万円超 120万円以下	180万円超 185万円以下		6万円
	120万円超 123万円以下	185万円超 188万円以下		3万円

(2) 年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、特定親族特別控除申告書を提出する必要があります。

▶ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆		TECHN ME IN	但 fV /// 其: Ms	を参考に記載してください。	
○ 特定親族の氏名等 (注)「特定親族」に該当するかは、裏面の3-1の(1)をご確	思ください。				
(フリガナ) 特定親族の氏名 特 定 親 族 の 個 人 香	号 あなたと 特定親族の の被柄 (平15.1.2生~)	の生年月日 ~平19.1.1生) あなたと特定親族の住所又 異なる場合の特定親族の住所	は居所が 実は居所 生計を一にする事実 合計	親族の本年中の 所得金額の見積額 特定親族特別控除の額	
	平成年	Я Н		н н	
	平成年	Л Н		н Н	
→ 控除額の計算 ● 「指原機の計算」の表を参考に認復してください。 ● 「指原機の計算」の表を参考に認復してください。					
特定親族の本年中の合計所得金額の見積額 58万円超85万円以下 85万円超90万	円以下 90万円超95万円以口	以下 95万円超100万円以下 100万円超105万円以下	105万円超110万円以下 110万円超115万円以下	115万円超120万円以下 120万円超123万円以下	
控除額 63万円 61万円	51万円	41万円 31万円	21万円 11万円	6万円 3万円	

特定親族特別控除申告書は、既存の基礎控除申告書・配偶者控除等申告書・所得金額調整控除申告書との兼用様式となります。

5. 給与所得の源泉徴収票・給与支払報告書の様式改定

特定親族特別控除の適用を受ける特定親族について、その数及び氏名等を記載することとされました。

6. 令和7年分一人別源泉徴収簿への記載内容の改定

令和7年分一人別源泉徴収簿の様式の改定はありません。「特定親族特別控除額」を欄外の余白部分に記載することとされました。

【ご注意】

令和7年度税制改正による基礎控除、給与所得控除、各控除の所得要件、特定親族特別控除 (新設)については、<u>令和7年分の最後の給与・賞与の支給が12月1日以後の場合に</u>年末調整に おいて適用できることとされました。

このため、<u>令和7年分の最後の支給が令和7年11月30日以前の人については、年末調整する場合でも改正後の控除等は適用されません。</u>該当する人が改正後の控除等を受ける場合は、確定申告する必要があります。

7. 住宅借入金等特別控除の改正

- (1) 改正内容(措法41、震災特例法13の2)
 - ①子育て世帯、若者夫婦世帯に対する借入限度額の上乗せ措置

令和6年度税制改正で、子育て世帯等に対して、借入限度額が上乗せされることとされました。

②合計所得金額1,000万以下の者に限り、床面積要件が緩和されました。

				令和4・5年入居	令和6年入居	令和7年入居
			認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	5 000 -7 F	4,500万円	4 500-7-10
		# 2 0	【令和6年度改正】子育て世帯等	- 5,000万円	5,000万円	4,500万円
l	新	定	ZEH水準省エネ住宅	4.500-	3,500万円	0.500 TM
	築住宅	認定住宅等	【令和6年度改正】子育て世帯等	- 4,500万円	4,500万円	3,500万円
借入		47	省工ネ基準適合住宅	4.000 EM	3,000万円	3 000 TM
借入限度額	買取再販		【令和6年度改正】子育て世帯等	- 4,000万円	4,000万円	3,000万円
額	拠		その他の住宅	3,000万円	※令和5年12月31日以前に建築確認を受けた場合又は令和6年6月30日以前に建築された場合:2,000万円	※令和5年12月31日以前に建築確認を受けた場合又は令和6年6月30日以前に建築確認を受けた場合又は令和6年6月30日以前に建築された場合:2,000万円
	宅既	認定住宅等		3,000万円	3,000万円	3,000万円
	宅既 存住	その他の住宅		2,000万円	2,000万円	2,000万円
控除	期間		新築住宅・買取再販住宅	13年	13年 (その他の住宅は10年)	13年 (その他の住宅は10年)
			既存住宅	10年	10年	10年
			合計所得金額	2,000万円	2,000万円	2,000万円
			控除率	0.7%	0.7%	0.7%
			合計所得金額:2,000万円以下	50㎡以上	50㎡以上	50㎡以上
床直	面積		合計所得金額:1,000万円以下	50㎡以上 ※令和5年12月31日以前に建築確認を受けた新築住宅の場合 は40㎡以上	【令和6年度改正】40㎡以上	50㎡以上 <u>※【令和6年度改正】令和6年12月31日以前に建築確</u> 逐を受けた新築住宅の場合は40㎡以上

(出典:財務省 住宅ローン控除の拡充(令和6年度改正))

8. 源泉控除対象親族の新設

(1) 給与・賞与における源泉徴収税額の計算における「扶養親族等の数」について、令和8年分以後、源泉 控除対象親族をその数として数えることとなりました。(所法185、186)

令和7年分以前:控除対象扶養親族 令和8年分以後:源泉控除対象親族

- (2) 控除対象扶養親族と源泉控除対象親族は、次のとおり、所得要件が異なります。
 - ①控除対象扶養親族 : 16歳以上で所得の見積額が58万円以下
 - ②源泉控除対象親族

1)16歳以上19歳未満:所得の見積額が58万円以下2)19歳以上23歳未満:所得の見積額が100万円以下3)23歳以上:所得の見積額が58万円以下

(3) 令和8年分扶養控除等申告書では、源泉控除対象親族を記載するように改定されました。また、その年の12月31日時点で19歳以上23歳未満の親族の場合、特定扶養親族と特定親族のいずれに該当するかを記載することとされました。 (所法194)

特定扶養親族と特定親族は、次のとおり、所得要件が異なります。

- ①特定扶養親族:所得の見積額が58万円以下
- ②特定親族:所得の見積額が58万円超100万円以下
- (4) 令和8年分の給与・賞与における源泉徴収税額の計算に使用する源泉徴収税額表が改定されました。

9. 19歳以上23歳未満の被扶養者の年間収入要件の改定

(1) 協会けんぽにおいて、令和7年10月1日以後、19歳以上23歳未満(その年の12月31日時点の年齢。被保険者の配偶者を除く。)の被扶養者の年間収入要件が、130万円未満から150万円未満に引き上げられました。

<協会けんぽのHP>

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/event/cat590/info250731/

(2) 健康保険組合で同様の改定がされているかは、各健康保険組合にご確認ください。

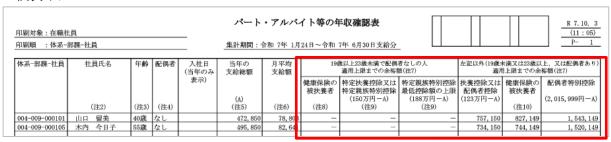
Ⅱ PX2・あんしん給与[2025年11月版]の改訂内容

分類	項番	改訂項目
	1 (1)	「パート・アルバイト等の年収確認表」の改訂
	1 (2)	年収に関する従業員向け資料の印刷機能の搭載
	1 (3)	各申告書の様式改正への対応
	1 (4)	年調社員情報の入力画面等の改訂
	1 (5)	年調計算結果前年比較画面の改訂
法令改正	1 (6)	年末調整計算・税法エキスパートチェックの改訂
への対応	1 (7)	令和7年12月1日以後の支給がない社員の切り出し機能の搭載
	1 (8)	給与所得の源泉徴収票・給与支払報告書の様式改正への対応
	1 (9)	令和7年分一人別源泉徴収簿の記載内容の改定への対応
	1 (10)	社員情報の確認・修正画面の改訂
	1 (11)	令和8年分の源泉徴収税額表への対応
機能強化	2 (1)	ProFITに寄せられたご要望等に基づく改訂
7茂形1311	2 (2)	TKCシステムQ&Aチャットボットの搭載

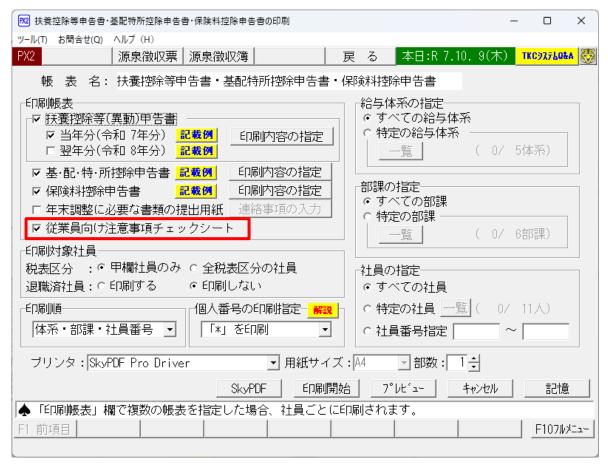
1. 法令改正への対応

- (1) 「パート・アルバイト等の年収確認表」の改訂
 - ①今回の改正により、社員が他の所得者に扶養されている場合、他の所得者が受ける控除等の種類と社員の収入又は所得要件が、従業員が19歳以上23歳未満(配偶者除く)の場合とそれ以外で異なります。
 - ②「パート・アルバイト等の年収確認表」について、年齢と「配偶者の有無」をもとに次のいずれに該当するかを自動判定し、他の所得者が受ける控除等について、社員の収入の余裕額を表示するように改訂します。社員が就業調整する場合の参考資料として、当帳表をご利用ください。
 - 1)19歳以上23歳未満で配偶者なしの人
 - 2)19歳未満又は23歳以上、又は配偶者ありの人

<帳表イメージ>



- ③なお、「19歳以上23歳未満で配偶者なしの人」の「健康保険の被扶養者」については、上記 I 9. のとおり、150万円までの余裕額を表示します。
- (2) 年収に関する従業員向け資料の印刷機能の搭載
 - ①今回の改正では、所得の計算方法及び申告できる配偶者・扶養親族の範囲が変わるため、社員自身が 申告書を記載する際に注意する必要があります。
 - ②そこで、年末調整タブ「(扶)(基配特所)(保)申告書」のメニューで、社員向けに注意事項をチェックシート形式で確認できる資料を印刷できるようにします。また、当資料には、上記(1)と同様に、社員ごとに収入の余裕額を参考表示します。



- ③なお、PXまいポータル(扶養控除等申告書等のWeb入力)をご利用の場合、注意事項は社員が利用する画面上に表示されるため、当帳表を配付する必要はありません。
- (3) 各申告書の様式改正への対応

年末調整タブ「(扶)(基配特所)(保)申告書」のメニューにおいて、次の申告書を改正後の様式で出力できるようにします。

- ①基礎控除・配偶者控除等・特定親族特別控除・所得金額調整控除申告書
- ②令和8年分(翌年分)扶養控除等申告書
- (4) 年調社員情報の入力画面の改訂
 - ①タブ構成の見直し

「基礎控除申告書」「配偶者控除等申告書」「特定親族特別控除申告書」「所得金額調整控除申告書」 (兼用様式)に対応する年調社員情報のタブ構成を次のとおり変更します。

行	申告書名	入力するタブ名
1	基礎控除申告書	「基・配控除」タブ
2	配偶者控除等申告書	
3	特定親族特別控除申告書	「特・所控除」タブ
4	所得金額調整控除申告書	

②特定親族特別控除等への対応

1)「特・所控除」タブ



a. 当画面には、システムに登録している親族のうち、19歳以上23歳未満の親族(配偶者を除く)のみを表示します。

それらの親族が扶養控除又は特定親族特別控除を適用しているのかを一覧で確認できます。

b. 登録済みの親族については「見積所得」の[入力]ボタンから、未登録の親族については [特定親族の新規登録] ボタンから入力します。

次頁の扶養親族(家族詳細)画面が表示されます。

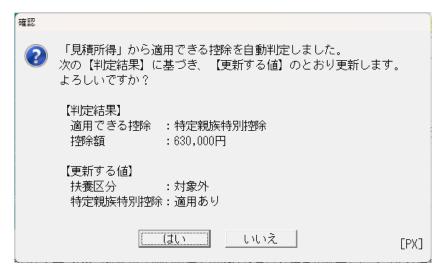
2)扶養親族(家族詳細)画面



- a. 「特定親族特別控除の適用区分」欄を追加します。
- b. 扶養控除又は特定親族特別控除を受ける場合、以下のとおり入力してください。

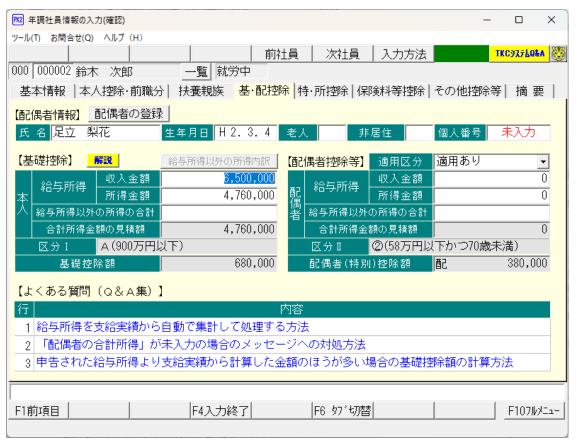
項目名	扶養控除を受ける場合	特定親族特別控除を受ける場合
扶養区分	対象(主たる給与の扶養)	対象外
特定親族特別控除 の適用区分	適用なし	適用あり
見積所得	扶養控除等申告書に記載された	特定親族特別控除申告書に記載
	令和7年中の所得の見積額	された合計所得金額の見積額

c. 上記を自動判定する[扶養区分等の自動判定]ボタンを追加します。 当ボタンクリックで、「生年月日」と「見積所得」から適用できる控除が自動判定され、「扶養 区分」「特定親族特別控除の適用区分」が更新されます。



3) 基・配控除タブ

給与収入から給与所得を自動計算する際、改正後の給与所得控除に基づいて計算するようにします。



【ご注意】

令和7年度税制改正による基礎控除、給与所得控除、各控除の所得要件、特定親族特別控除(新設)については、令和7年分の最後の給与・賞与の支給が12月1日以後の場合に年末調整において適用できることとされました。

このため、令和7年分の最後の支給が令和7年11月30日以前の人については、年末調整する場合でも改正後の控除等は適用されません。

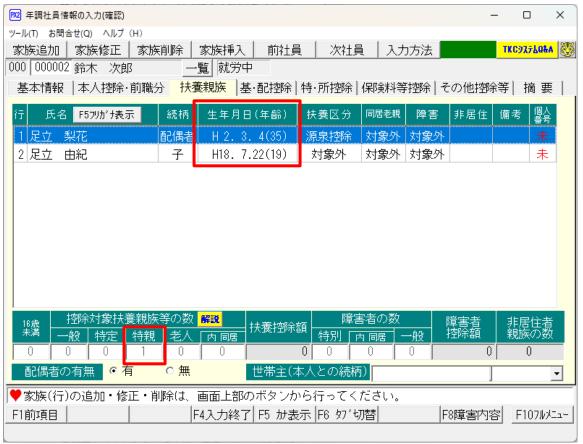
しかしながら、年調社員情報の入力時点では、令和7年分の最後の支給日が決まっていないケースがあるため、改正後の給与所得控除に基づいて計算します。令和7年分の最後の支給が令和7年11月30日以前になる人については、改正前の内容で給与所得の所得金額を直接入力してください。

※[2025年11月版]を登録する前([2025年06月版]以前)に令和7年分の給与の収入金額を入力し、給 与所得を自動計算していた場合、改正前の内容で計算されています。

この場合、給与所得の金額を変更していなければ、[2025年11月版]を登録後の最初のシステム起動時に、改正後の内容で給与所得が再計算(更新)されます。

4)扶養親族タブ

- a. 「生年月日」欄に年齢を表示するようにします。
- b. 「特親」欄を追加し、特定親族の数を確認できるようにします。



③住宅借入金等特別控除の改正への対応

「住宅の区分等」欄で上記 I 7. の控除に該当する場合の区分(「特例対象個人」)を選択できるようにします。「住宅借入金等特別控除証明書」の「住宅の区分等」欄の記載内容に応じて、当欄を選択してください。



(5) 年調計算結果前年比較画面の改訂

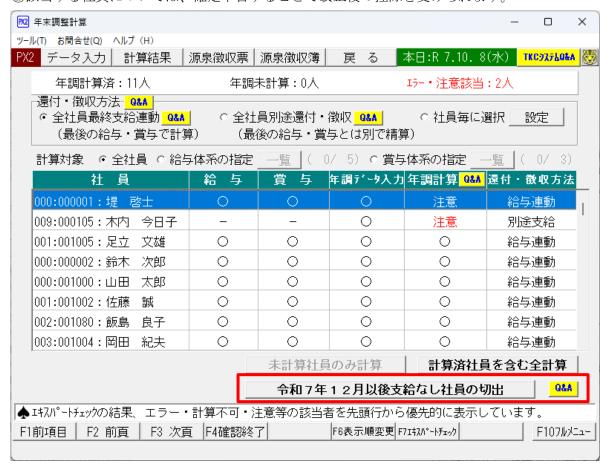
年末調整タブ「41 年調計算結果確認・前年比較」、「42 年調計算結果確認表・比較表」(※)のメニューについて、次のとおり、改訂します。

- ①「基礎控除額」と「特定親族特別控除額」の行を追加します。
- ②ドリルダウンして表示される「入力内容の前年比較」画面に「特親控除」タブを追加し、19歳以上23歳未満の親族ごとに控除の内容を確認できるようにします。
- (※)あんしん給与では画面で確認する機能を搭載していないため、年末調整タブ「計算結果の確認表前年比較表」メニューの帳表の改訂のみになります。
- (6) 年末調整計算・税法エキスパートチェックの改訂
 - ①法令改正後の内容で計算します。改訂する主な計算項目は次のとおりです。
 - 1) 給与所得控除後の給与等の金額
 - 2) 基礎控除額
 - 3)配偶者(特別)控除額
 - 4)特定親族特別控除額
 - ②次のエキスパートチェックを追加します。これにより、社員の申告誤りを防止します。
 - 1)本人の給与所得の見積額が給与実績を上回っており、給与実績で計算すると基礎控除額が増える場合(警告)
 - a. 基礎控除について、控除額が変動する所得の階層が大幅に下がり、多くの社員に影響します。社員が申告する所得の見積額が実際の所得と差異ある場合、控除額が過少になる可能性があります。b. 当チェックに該当した場合、所得の見積額に誤りがないか社員に確認してください。
 - 2)19歳以上23歳未満で「扶養区分」が「対象外」で「特定親族特別控除の適用区分」が「適用なし」 の親族がいる場合(警告)

- a. 新たな制度のため、気づかずに申告しない可能性があります。
- b. 当チェックに該当した場合、申告内容に誤りがないか社員に確認してください。
- ③所得要件の改正に応じて、各エキスパートチェックの条件を改訂します。 ただし、年末調整計算時点で令和7年12月1日以後に給与・賞与(課税支給額)がない社員の場合、改 正前の内容でチェックします。
- ④年末調整計算時点で令和7年12月1日以後に給与・賞与(課税支給額)がない場合、エキスパートチェックで該当する社員であることをお知らせします。
 - 1) 当エキスパートチェックから「よくある質問(Q&A集)」を参照できるようにします。対処方法ついては、「よくある質問(Q&A集)」をご確認ください。
 - ※該当する社員については、確定申告することで改正後の控除を受けられます。社員への説明資料のひな型を「よくある質問(Q&A集)」からダウンロードできるようにします。
 - 2)また、該当する社員をファイルに切り出せるようにします(下記(7))。
- (7) 令和7年12月1日以後の支給がない社員の切り出し機能の搭載
 - ①年末調整計算のメニュー又は源泉徴収票の印刷メニューに、「令和7年12月以後支給なし社員の切出」ボタンを追加し、令和7年12月1日以後に給与・賞与(課税支給額)がないため改正前の内容で年末調整計算した社員を確認できるようにします。

なお、源泉徴収票のメニューでも切り出せるようにします。

②該当する社員については、確定申告することで改正後の控除を受けられます。



- (8) 給与所得の源泉徴収票・給与支払報告書の様式改正への対応 改正後の様式で、給与所得の源泉徴収票・給与支払報告書を出力するようにします。
- (9) 令和7年分一人別源泉徴収簿の記載内容の改定への対応 特定親族特別控除の適用を受ける場合、欄外にその旨と控除額を表示するようにします。
- (10) 社員情報の確認・修正画面の改訂
 - ①令和7年(年次更新前)の扶養区分等の入力
 - 1)「令和8年の扶養区分」欄と「令和8年の特定扶養親族・特定親族」欄を追加します。 年次更新前に令和8年1月以後に支給する給与等を計算する場合、これらの欄を参照し、扶養親族等 の数を計算します。
 - 2)「令和8年の扶養区分」「令和8年の特定扶養親族・特定親族」は令和7年の扶養区分等に応じて自動更新されるため、原則として入力不要です。

ただし、令和7年の扶養区分が「対象外」で、令和8年分扶養控除等申告書で源泉控除対象親族かつ特定親族の記載がある場合は、「令和8年の扶養区分」欄で「源泉控除対象親族/16歳未満の扶養親族」を選択してください。このとき、「令和8年の特定扶養親族・特定親族」欄には自動で「特定親族」が選択されます。



②令和8年(年次更新後)の扶養区分等の入力

「扶養区分」欄の選択肢を変更します。また、「特定扶養親族・特定親族」欄を追加します。令和8年 分扶養控除等申告書の内容に基づいて入力してください。

1)「扶養区分」 次のいずれかを選択します。

- a. 源泉控除対象親族/16歳未満の扶養親族
- b. 他の所得者の扶養
- c. 従たる給与の扶養(税表区分が「乙欄」の場合は「主たる給与の扶養」)
- d. 対象外
- 2)「特定扶養親族・特定親族」

年齢が19歳以上23歳未満、かつ、扶養区分が「源泉控除対象親族/16歳未満の扶養親族」の場合、「特定扶養親族」又は「特定親族」を選択します。令和8年分扶養控除等申告書の「特定扶養親族」「特定親族」のチェックの有無に基づいて入力してください。



【ご注意】

令和7年分年末調整で特定親族特別控除の適用があった親族であっても、令和8年で源 泉控除対象親族(特定親族)に自動で更新はされません。

必ず、令和8年分扶養控除等申告書の記載(該当親族の令和8年中の所得の見積額が58万円超100万円以下である等)に基づいて令和8年の扶養区分を確認(入力)してください。

- ③上記②に伴い、次の改訂を行います。
 - 1)給与・賞与の計算における扶養親族等の数のカウント 令和8年では、年齢が16歳以上、かつ、扶養区分が「源泉控除対象親族/16歳未満の扶養親族」の親 族をカウントの対象とします。
 - 2) 社員情報データの切り出し・読み込み 補助機能タブの社員情報の切り出しで、「特定親族(数)」(社員基本データ)、「特定扶養親族・ 特定親族」(社員家族データ)を切り出せるようにします。

また、「特定扶養親族・特定親族」(社員家族データ)を読み込めるようにします。

(11)令和8年分の源泉徴収税額表への対応

支給日が令和8年1月1日以降の場合、上記(10)の設定を参照して「扶養親族等の数」をカウントし、令和8年分の源泉徴収税額表に基づいて源泉徴収税額を計算するようにします。

2. システムの機能強化

- (1) ProFITに寄せられたご要望等に基づく改訂
 - ①生命保険料の内訳入力画面での保険期間の前行複写 保険期間についても前行複写を可能とします。
 - ②住民税の受給者番号について自動付番する内容の改訂
 - 1)現在、社員番号 給報提出先市町村コードを付番しており、翌年5月頃に通知される特別徴収税額 通知には、その番号が印刷されます。
 - 2) 特別徴収税額通知を部課ごとに仕分けしやすくするため、部課コードを付けて自動付番するようにします。

改訂前:社員番号 - 給報提出先市町村コード

改訂後:部課コード - 社員番号 - 給報提出先市町村コード

- 3) 住民税額通知データの読み込み時、システムの受給者番号と紐づける際、部課コード部分を除いて 紐づけるようにします。
- ③年調対象期間に関するメッセージの改訂

現在、年調対象期間を変更する際、確認メッセージを表示しています。当メッセージについて、年調対象期間は原則として1月1日から12月31日であることがわかりづらいとのご指摘を踏まえ、メッセージの内容を改訂します。

- ④高年齢労働者の雇用保険の被保険者に関するエキスパートチェックの廃止 65歳以上で雇用保険の被保険者ではないケースもあるため、65歳以上で被保険者区分が対象外の 場合のエキスパートチェックを廃止します。
- ⑤プレビュー画面の初期表示を「用紙幅」とする改訂 プレビュー画面の帳表イメージについて、現在、倍率100%で初期表示しています。これを「用紙幅」 に合わせて初期表示するよう改訂します。

- (2) TKCシステムQ&Aチャットボットの搭載
 - ①PX2・あんしん給与の起動と同時に、質問を入力する欄を右下に表示するようにします。



- ※この入力欄は、マウスでドラッグすることで移動可能です。また、画面遷移すると最小化されますが、タスクーバーから再表示できます。
- ②当欄にPX2・あんしん給与の操作方法についての質問やエラーメッセージのエラーコードを入力することで、AI チャットボットがよくある質問(Q&A集)の中から、該当するシステムQ &A を提案します。

「~を教えてください。」等の自然言語を入力しても、システムが解析して該当するQ&Aを回答します。

Ⅲ PX2・あんしん給与[2025年12月版]の改訂内容

次の改訂は、「2025年12月版]で実施します。

行	改訂項目
1	令和8年分一人別源泉徴収簿の印刷機能(「特定親族特別控除額」欄の追加)
2	社員情報カード1及び5の改訂(特定親族対応)

Ⅳ [2025年11月版]の提供予定

- 1. PX2、e21まいスター、e21まいスター個人事業用、FX2用あんしん給与[2025年11月版]
- (1) プログラム自動更新による提供
 - 令和7年11月10日(月)午前5時(※)
 - (※)システム起動中に自動でプログラムが更新されます。更新作業は不要です。
- (2) プログラムDVD-ROMによる提供
 - 「令和7年分年末調整プログラム専用DVD-ROM」に格納して提供
 - ※令和7年11月19日(水)に、TKCシステム開発研究所から貴社を顧問されている会計事務所へ 発送いたします。

V [2025年12月版]の提供予定

- 1. PX2、e21まいスター、e21まいスター個人事業用、FX2用あんしん給与[2025年12月版]
- (1) プログラム自動更新による提供
 - 令和7年11月25日(火)午前5時(※)
 - (※)システム起動中に自動でプログラムが更新されます。更新作業は不要です。
- (2) プログラムDVD-ROMによる提供
 - 令和7年12月1日版「自計化プログラムDVD-ROM」に格納して提供
 - ※令和7年12月2日(火)に、TKCシステム開発研究所から貴社を顧問されている会計事務所へ発 送いたします。

以上